

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び香芝市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第28号

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び香芝市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(香芝市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 香芝市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(昭和32年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 香芝市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)及び第3

条の規定による改正後の香芝市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与等の内払）

- 3 改正後の議員報酬条例又は改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例又は第3条の規定による改正前の香芝市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当又は給与は、それぞれ改正後の議員報酬条例又は改正後の特別職給与条例の規定による期末手当又は給与の内払とみなす。